

カント哲学における自然と自由との間

望月俊孝

現象と物自体との区別は、周知のようにカントの批判哲学全体を貫き、自然必然性と自由とは、この区別立てに従ってその領域（Gebiet）を峻別される。即ち、我々が経験的認識を通じて親しんでいる現象の世界（感性界）は自然法則の必然性に支配されているが、それにも拘らず意志の自由は、少くとも我々の考えることのできる物自体の世界（可想界）にその場所を見出す、と。併し問題のこのような仕方での解決は、単なる気安めにすぎないのではないか。理解が上のように図式的なものにとどまる限り、我々はこのような疑議をいかんともなしがたい。

問題を明らかにするために、自我の観点から探ってみよう。そこに問題があるとして、それを痛切に感じとるのは、このように峻別された二つの領域に両の足をかけ、その間を揺れ動くこの私に他ならないのだから。

カントに従えば、我々人間が認識しうるのは現象に限られ、それは自己認識についても例外ではない。即ち、自分の手足やそのふるまい、更には自らの内官を通して見た私の心の状態も、経験的に認識された自己は全て単なる現象にすぎず、その限りに於て自我は、自然界の他の事物と同様、自然法則に服さざるをえない。併し自己認識に於て私は、認識される対象であるばかりでなく、同時にまた認識の主体でもある。それは「我思う」という純粹自己意識として、その存在を決して疑うことのできないものではあるが、それを認識という仕方規定する（bestimmen）ことは、我々人間には不可能である。この認識されぬ自我は、むしろ実践の場面に於て、認識とは別の規定を見出さねばならぬ。それは道徳法則による意志規定（Willensbestimmung）である。いわばこの第二の、そしてより高次の自己規定に於て、自我はアウトノミーという積極的な自由の主体となり、目的自体として人格の尊厳を獲得する。併しそれは、自我があくまでも純粹に理性的な存在者として可想界に住まう限りでのことであって、他面実際には現象の世界に属する者でもあり、その限りでは内面的にも外面的にも感性的に制約されているのであることを考え合わせるならば、この第二の規定は、むしろ自我に課せられた使命（Bestimmungという語の今一つの意味に於て）であるといった方がよい。

とはいえ、かの二つの領域のそれぞれに属するものとして区別されたこの二つの自我、即ち認識対象としての現象我と自由の主体たる自体我との間柄は、まさしくその領域の峻別の故に極めてよそよそしいものにみえる。そしてこのよそよそしさは、認識を通じて実際に慣れ親しんでいる現象我の立場から事柄を見がちな我々にとって、自体我に課せられた道徳性など、どうでもよいものにしてしまうであろう。二つの自我の間には、何らかの媒介項を通じて、一定のつながりが見出されなければならない。併し、そのようにして先によそよそしさが解消された後にも問題は残る。第二の自己規定を通じて自我は、道徳的善をめざして行為すべく義務づけられているが、その行為の場はあくまでも感性界である。然るに感性界を支配するのが自然の機械的な因果法則のみであるとするなら、果たしてそこで私は、道徳的行為を自らの自由によるものとして実現することができるのだろうか。カント哲学は、以上の問題に解決を与えなければならない。

I

その解決の道筋を辿るに先立って、問題のそもそもの根となっている、例の領域峻別の意味を問い直しておこう。ごく素朴で一般的な見方からすれば、現象と物自体、そしてそれぞれの世界を区別することの意味は、それが自然と自由のアンチノミーを解決するのに都合良かった、という点に見出されるのもあろうか。たしかにこの区別立ては、自然科学が確定してゆく法則の必然性から人間の自由を救う、という課題にとって重要な鍵になっている。併しそれは決して、問題を単に学の内部できれいに解決するための術語立てではない。もしそうであるなら、カントの解決はそれこそ単なる気安めにすぎないものであろうが、哲学とは本来そのような狭く硬直したもの、カント自身の言葉でいえば「学校概念」(B 866)⁽¹⁾に従った哲学にとどまるものであってはならない。そして彼がそこで本当に峻別しようとしているものを探るならば、それはむしろ悟性と理性それぞれの立法(Gesetzgebung)である。即ち、自我が世界に対する対し方の区別である。

カントのいわゆるコペルニクス的転回に於ては、単に客観概念のみならず、同時に自我の概念も大きな変革を受けている。即ち自我は、認識に於て単に受動的でなく自発的にもふるまっております。併も認識は、自我のこの自発性をまっけて初めて客観的なものとして成立する。まさしくこの自発性の故に自我は認識の主体といえるのであるが、それはまた、その自発性の働き方の規則たるカテゴリーを通して、自然に対する立法の地位に立つ。即ち自我は、悟性の超越論的普遍法則を自然の内に投げ入れるのである。但しこの立法のみを通じて自我が捉えうるのは、単に「形式的に見られた自然」(B 165)であって、その実質にふれ、自然の経験的特殊法

則を見出すためには、自我は自らの外に出て、実際の経験に尋ねなければならない。というのも我々は、認識の質料となる表象を与えられなければならないからであり、その認識対象が現象に限られなければならないのも、実はこの感性の受容性という自らの有限性の故に他ならないのである。

これに対し実践とは、自らの表象に従ってその対象を現実に出産することである。そこでは表象は必ずしも他から与えられる必要はなく、従って自我はここ実践の場面に於て、認識に際しては決して逃れることのできなかつた感性的制約から自由になり、自らの純粋な自発性によって働き、そのようにして現象ではなく物自体の世界に、そして何よりも自我自体に出会うことができる。そしてそれを可能にするものが、道徳法則という純粋理性自身の表象である。たしかにそれは、格率の普遍妥当性のみを命ずる形式原理ではある。そしてそれ故、ここにかみとられた自由、即ちこの法則によって自らの意志を規定する純粋理性の自己立法も、全く形式的なものにとどまる。併しこれが人間に求めうる最大限でもある。先程、実践とは自らの表象によって対象を産出することであると確認したが、この産出は決して質料的のものではない。人間には無から有を創造することはできず、その実践はむしろ、与えられた質料に新たな形式を、とりわけ道徳的な意味を付与することである。このような人間の実践にとっては、理性の自己立法はその純粋な形式性の故に、却って力強い支えになるといえるだろう。

以上に於て我々は、自然に対する悟性の立法と意志に対する理性の立法とを簡単にではあるがあとづけた。この二つの立法はそれぞれ、認識と実践とに於ける、世界に対する自我の対し方の相違を示すものであり、従ってそれぞれの立法に基づく二つの領域の峻別も、この自我の姿勢のとり方の方から捉え直されなければならない。即ち自我の前に別箇の世界が二つあるのではなく、一つの世界が自我の姿勢に応じて、感性の制約を逸れることのできぬ認識の場面では感性界、それを逸れて純粋理性として直面できる実践の場面に於ては可想界というように、その相貌を異にしてくるのである。

このような見直しによって既に我々は、峻別される二つの領域を媒介する一つの視点を見出している。それはとりも直さず先に、この峻別の問題性を明確にするためにとった自我の視点、併もかの「思考法の革命」によって自らの自発性を、その実践のみならず認識活動に於ても自覚するに至った自我の視点である。感性の有限性を巡って峻別される自然と自由の領域の双方に対し、自我はその自発性によって立法的にふるまっており、そのようにしてまた自らの統一を保っている。これによって先のおよそしさが解消されたとはいえないが、二つの異なる立法によって規定された現象我と自我とが、その根底に存する自発性の一性の故に、少くとも分裂は逸れていることは、ここに確認されたであろう。

所でカントは、自我のこの自発性を更に辿り、悟性と理性の立法の実質的な媒介項を、今一つの上位の認識能力たる判断力の立法に求めている。ここに彼の注目する判断力は、認識の場面でのように、悟性に従属しつつそれが示す概念に所与を包摂することによって規定的 (bestimmend) にふるまうのではなく、それ自身立法的なものとして自らに固有の原理をもち、それだけで (für sich) 独立した判断力である。併し、このようにして自らのもとの帰ってきたこの判断力の立法は、自然にでなく自らに対する (für sich) ものである。その意味でこの判断力は反省的 (reflektierend) といわれ、その原理も、「自然について反省するため」(U. XXXVII) の「単に主観的な観点における」(Ebd.) もの、即ち判断力自身にとっての格率にすぎない。従ってこの反省的判断力は、自然や意志に対して客観的・構成的にふるまう悟性や理性のように、固有の領域をもつものではない。我々は表題に自然と自由との「間」という語を掲げたが、その際そこに両者を媒介する今一つの領域を見出そうとしたわけではない。その間にはむしろ、前者から後者への移行 (Übergang) があるだけである。そしてその移行とは、前以ってことわっておくならば、世界に対する一つの対し方から別の対し方への、自我の姿勢の向けかえの過程に他ならないであろう。それが〈自然の合目的性〉という判断力の原理によっていかにして達成されてゆくか、我々は先ずこれを追ってゆくことにしよう。

先ずこの原理の最も原初的な形態は、自然の経験的法則に関わるものである。先程も確認したように、我々の悟性がその立法によって捉えうるのは自然の単なる形式であり、その実質にふれる経験的特殊法則は、悟性の洞察の限界の外にある。従ってそれは、法則としての必然性をもつべきであるにも拘らず、アプリアリには認識できないものとして、偶然と判定されざるをえない。併しこれがそのままであるなら、自然は事物の単なる集合 (Aggregat) になってしまうだろう。そこで、この与えられた特殊から進んでより普遍的な、併しながらそれ自体は経験的な法則に包摂しつつ、様々な特殊法則を体系的に秩序づけてゆくことが必要である。これはまた「悟性の必然的な意図」(U. XXXIII) でもあるが、これに応じて特殊から普遍へと上昇するのは、反省的判断力の仕事であり、その際この判断力が先の偶然性を埋めるべく想定するのが、〈自然の合目的性〉である。即ち、判断力の上昇に見合った仕方では自然がその普遍法則を特殊化していること、そのような自然の捉えやすさ (Faßlichkeit) の想定である。これは特殊・普遍という論理形式に関わるものとして、自然の〈論理的合目的性〉と名付けられるが、他面この合目的性は、そこに潜む悟性の意図に合致したものとして、快の感情と結びつく。

所で、ここに合目的的といわれるのは、あくまでも自然の論理形式相互の關係であって、

個々の自然形式が合目的であることは、そこには含意されていない。併し経験は個々の自然産物の内に、「実在的」(E 23)で「絶対的な合目的性」(E 24)を示している。即ち、自然美と有機体とに見られる合目的性である。(2)

III

自然美に見出される合目的性は、美への満足に基づくものとして、<主観的合目的性>といわれる。これは、論理的合目的性に結びついていた快の感情の実質的な展開であるが、こうした主観性の故に美的(ästhetisch)となった反省的判断力は、これによって、客体認識でも主体的意志規定でもない、自らに固有の活動分野に身を置いている。それは即ち美の観想(Kontemplation)である。そこではいかなる規定的な概念も前提されず、判断力はむしろ、構想力の把握した自然形式の表象を、悟性の不定な概念一般とつき合わせる。そして図らずも両者の間に合致がみられた時、構想力と悟性とはその自由な戯れの内での互いの働きを促進し合い、ここに生ずる快の感情の故に、当の表象は合目的で美しいと判定されるのである。先の論理的合目的性は自然探求に不可欠の原理として、その反省も未だ認識の場面に内在的であったが、この美の観想に至って自我は、認識対象を求めて自らの外に出るのをひとまず見合わせ、自らの内に立ち帰り、その認識能力どうしの戯れ合いの感情の内に沈潜するのである。

自然美を判定する趣味判断のこうした観想的な性格を浮き彫りにするため、カントは美への満足、快適・善それぞれへの満足に対照しつつ分析しているが、この分析は同時に、快適から美を介して善へと至る感情の移行がそこにあることを示している。そしてこの移行は、我々の実践にとって極めて重要なものである。というのも、美の感情をはさんでこの移行の出发点と到達点をなす二つの感情は、ともに対象の存在への関心と結びついた実践的な満足であり、併も前者即ち快適への満足が、単に感官にのみ関わって「パトローギッシュに制約された」(U 14)ものであるのに対し、後者即ち善への満足は、理性原理の下に示される目的概念に基づくものとして、「純粋な実践的満足」(Ebd.)であると性格づけることができるからである。この両者の間にあって美への満足は、あらゆる関心をはなれたその観想的性格の故に、自分にしか妥当せぬ私的・感性的関心から自由になって、あらゆる理性的存在者に対して妥当する理性的関心を抱くことを、自我に可能ならしめる。それは自らの実践にあたって、感性の制約をはなれ理性の立法に従おうとする自我の、「考え方の移行」(U. XX)といえよう。ここに自我は、自然必然性の領域から意志の自由の領域へと移行行くのである。

併し、美の観想により感性的欲求から一旦解放されたとしても、自我は再びそこに舞い戻りはしまいか。その誘惑はそれほど強いものであるが、自我はこれに打ち克つだけのものを自

らの内にもつのだろうか。このような疑問に答えるものを、我々は崇高の感情の内に見出すであろう。

目前にそびえ立つ巖や荒れ狂う波濤は、その測り難い大きさと抗し難い威力の故に、我々の構想力の限界と我々の物理的な無力とを感じさせる。併しこれは同時に、我々の内に超感性的な能力があることを自覚させ、それがもつ理念（それが何であるかは未規定であるが）との合致を実現することが自らの使命であることを、同じ構想力に悟らせる。併もこの時我々は、その物理的な無力にも拘らず、まさしくその超感性的な能力の故に、「自然を凌駕していること」（U105）に気づく。そして上記の自然物は、このようにして我々の心に、「その使命の独自の崇高性を、自然を越えてすら、感じさせる」（Ebd.）きっかけを与えるものとして、同じく崇高と判定されるのである。

このような崇高の判定も、自然美の場合と同様、美的反省的判断力の仕事である。併し判断力は、美に於て「構想力をその自由な戯れに於て悟性に連関させ」（U94）ていたのに対し、崇高の場合にはその反省を更に深めて、我々の超感性的な能力、即ち「理性に連関させ」（Ebd.）ており、そこに見出される合目的性も、前者の「自然概念に適った……合目的性」（U.XLVIII）であることをやめ、「自由概念に従った……合目的性」（Ebd.）となっている。要するに判断力はここで、認識への連関をはなれ、むしろ実践への目配りの下にある。実際、判断力がここで構想力を理性に連関させるのも、「その理念（何であるかは未規定）と主観的に合致すること、即ち、規定的な理念（実践的理念）が心に対してもつ影響がひき起こすだろう情調〔道德感情〕に適っており調和的な情調〔崇高感情〕を産み出すこと」（U94f）をめざしてのことである。崇高感情と道德感情との間には、不快を介して快となるというその生成の経過に関しても親近性が認められ、その相違はただ、それぞれに含まれる理念が未規定か規定的かという点のみ見出されうる。所でそもそも後者の規定性は、道德法則による意志規定というアウトノミーの自由に基づくのであるから、崇高の感情はその未規定性の中で、自我にこの第二の自己規定を、併も自らの使命として先駆的に示唆するものといえよう。そして我々は以上のような脈絡からして、この崇高感情を先の移行の内で、美と善（それへの満足は道德感情の積極的側面に他ならない。）との中間に位置づけることができる。

美と崇高は「同じ主体に於て統一されると、道德感情に関して合目的である。美は或るものを、自然さえも、関心をはなれて愛することを我々に準備させる。崇高はそれを、我々の（感性的な）関心に抗しても、高く評価するよう準備させる」（U115）。美はその観想的な性格故に、感官の享楽からの独立を自我に悟らせ、崇高は、自己の超感性的使命を示すことによって、「感性に暴力を加える」（U116）ことを自我に教える。このようにして美と崇高とは、

快適から善へと至る主体の感情の移行を媒介し、自我を道徳性へと方向づけるのである。始めに問題となった二つの自我の間のよそよそしさは、ここに埋められたと云ってよいだろう。

自我にとって、今や道徳性は切実なものとなった。その法則によって自らの意志を規定することは、自分自身の使命としてうけとられている。併し、ここに義務づけられた道徳的行為が、自然法則の支配する現象界に於て、併もそれ自身は意志の自由によるものとして実現されるには、「自然は、その形式の合法則性が、自由の法則に従って自然の内て実現されるべき目的の、少くともその可能性と合致するようにも考えられうるものでなければならない」(U.XX)。とはいえ、これはもはや必ずしも無理難題ではなからう。美と崇高の感情を通じて自然の合目的性を感じ得る眼を養った自我にとって、自然はその客観的な相貌に於ても、今までとは異なった姿をとってくるであろう。それは、生命をたたえた豊かな自然である。我々は次に、自然の目的論に眼を転じなければならない。

Ⅳ

自らの内に沈潜していた自我は、ここで再び経験的認識の場へと出てゆく。そのためここには、認識ではなく感情にのみ関わった美的判断には見られない問題が生じてくる。即ち機械論と目的論との兼ね合いの問題である。一般に因果結合には二種が区別される。一つは悟性によって思惟される作用因の因果結合であり、これは認識の場面に於て自然法則の必然性を形造るものであった。これに対し理性によって思惟される目的因のそれは、むしろ我々の実践に於て馴染深いものである。このような目的原理を自然認識の内に盛り込もうとする試みは、自然に於ける自由実現の課題にとって重要なものであるが、それではその二つの原理の兼ね合いは、どのようにしてつけられるのだろうか。⁽³⁾カントによれば、認識の構成原理として現象の説明に携わるのは、あくまでも機械的因果法則のみであり、我々は、できる限りこの原理に従って自然探求を進めてゆかねばならない。併しそれには限界がある。そしてここに、目的原理の働かぬ余地がある。但しそれはあくまでも統制原理として、機械論によってはつかみきれぬ偶然(人間の洞察の有限性)を埋め、自然の体系的認識を可能にするためのものであり、これによって我々は自然を説明するのではなく、ただ目的論的に判定するのである。従って判断力は、ここ自然の目的論に於ても反省的にふるまっている。但しその原理は、感情と結びついた先の主観的合目的性に比していえば、論理的合目的性の、まさしく論理性の側面を受け継いで、概念に基づいた<客観的合目的性>である。併もその概念は、美的判断力の、悟性から理性への反省の深まりをうけて、理性の目的概念となっている。つまりここに求められる論理性は、特殊-普遍という悟性のそれではなく、目的-手段という理性のそれになっているのである。

所で論理的合目的性は、自然全体を一つの論理的体系として捉えるためのものであった。併しカントはその目的論を、一挙に自然の全体について繰り広げようとはしない。むしろ彼は目的論の確固たる足場を築くため、自然目的 (Naturzweck) から、即ちそのものの内部に合目的性が認められ、その全体がそれだけで一つの目的と判定される自然産物から始める。それは有機体である。「自然の有機的産物とは、その内の全てのものが目的であり、相互にまた手段でもあるようなものである」(U 295 f)。その諸部分は全体を目的として、それへの連関の下にその存在と形体とを規定されており、併もそれらは相互に原因であり結果であることによって、全体の統一へと結びついている。有機体にはこうした<内的合目的性>が見てとれるのであるが、そもそも有機体をそれとして判定し、その内的性状を観察してゆくには、機械論では不十分であり、かの目的原理が反省的判断力にとって不可欠な統制原理となる。

こうして、自然の一部をなす有機体に於て機械論の限界を思い知らされた今、自然全体を目的論的に判定することは、不可欠ではないが有益であり、少なくとも許されるといえるだろう。自然目的としての有機体の概念は、「全自然を目的の規則に従った体系とみる理念に必然的に通じ、今や自然のあらゆるメカニズムは……この理念の下に秩序づけられねばならない」(U 300)。全体としてのこの目的の体系の中で、個々の自然産物は自然の目的 (Zweck der Natur) とみなされ、相互に目的-手段の関係にあるものと判定されることになる。併しこの<外的合目的性>の連関が一つの体系としてまとまりをみせるためには、そこに自然の最終目的 (letzter Zweck) がなければならぬ。そしてそれは人間である。但しそれを人間のどこに置くかは、究極目的 (Endzweck) との連関の下に定められなければならない。結局それは、後者を準備するものとして文化 (陶冶) とされる。では問題の究極目的とは何か。「究極目的とは、その可能性の制約として、他の何ものも必要としないような目的である」(U 396)。このような無制約的な目的は、もはや自然の内には見出されないが、我々はそれをただ一つ知っている。それは homo noumenon、即ち目的自体としての自己自身に他ならない。人格の尊厳を担うこの自己について、「それは何のために存在するのか。」と更に問うことはできない。むしろ人間存在は自己の内に最高の目的を含みもつのであり、他の全てはこの目的の下に秩序づけられるのである。有機体によって、それとのアナロジーの下、目的論的に判定されるきっかけを与えられた自然の全体は、これによって他方、目的の国とのアナロジーの下に捉えられることにもなった。

超越論的な法則に関して、単に我々の悟性と合致するのみであった自然は、美の観想における判断力との合致を介して、今やこの目的論的判定に於ては理性とも合致して、道德性、ないしそのよりどころとなる意志の自由との連関の下に捉えられるに至った。そこで働く合目的性

の原理は、あくまでも反省的判斷力にとっての統制原理である。併しこの原理を通じて、生命力というその豊かな実質をも盛り込んで捉え直された自然は、自由の法則によって我々に課せられた目的を全く容れないような、冷たく頑なものではなくなっているといえるだろう。

美的判斷力の反省に於て感性界から可想界へとその姿勢を向けかえた自我は、そこで高められた反省の原理を携えて認識の場へと戻り行き、自由の法則によって自らに課せられた目的の可能性を自然に問いかける。この一連の過程を通して、自我は自然の実質にふれるのだが、それを自我に与えるものは経験である。他方その経験は、自我の道徳的活動の実際のものである。自然と自由との、互いに厳しく峻別される立法は、ともに全く形式のみ関わるものであり、自然も自由も、その実質を得るには経験の沃野へと降り立たねばならない。まさしく経験は、自然と自由との共通の地盤（Boden）であり、それぞれの立法は、ここに於て初めて「遂行される」（U. XVII）のである。

自由をそこで実現することは、自然の必然性によってたしかに不断に制限されている。併しこの経験の場に於て実質を盛り込まれた自然が、必ずしも機械論的な必然性によってがんじがらめになっているのでないことも、自我は既に知っている。自然は目的論的にも判定され、目的の国とのアナロジーの下、この自由の合目的的統一を「具体的に適用する制約を含む」（B 845）ものである。今や自我は、自然に価値を見出し評価するのみにとどまらず、自らの自由によってこれに積極的に働きかけ、その必然性を逆に制限しつつ、道徳的な価値を創造し付与してゆくのでなければならない。それは自我の使命であり、歴史の全体を通してその実現が求められる課題である。併も自我はここで、ただ一人この課題を背負うのではない。歴史とはそもそも我々人間の歴史である。⁽⁴⁾そしてそこには、目的自体としてのあるべき自我像のみならず、そうした自我の共同体たる目的の国が、それ自体目的として求められているのである。

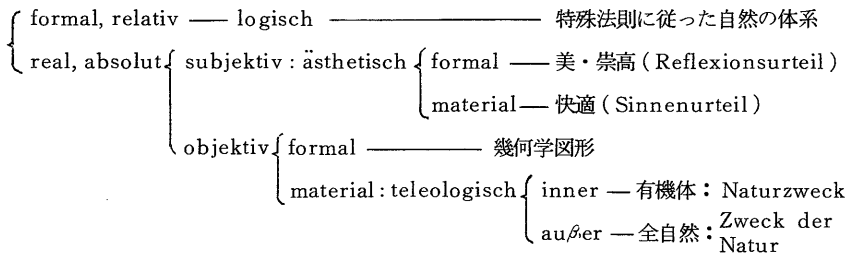
カントの哲学は、このように人間理性の本質的な目的への連関をもつ teleologia rationis humanae として、その「世界概念」（B 866）に従った哲学ということができよう。それは人間の有限性というものを厳しく見据えつつその知を制限しながらも、他方そこで同時に自覚の内にもたらされたその自発性によって、我々は何を為しえ、また何を為すべきかを見定め、とって返してその有限性を、自然の合目的性の想定の下に一步一步理めてゆくよう、我々に促している。この合目的性原理が携わる自然の美的・目的論的判定、そしてそもそも目的を先に据えてそれをどこまでも追い求めてゆくことは、理性的でありながら有限者たる我々人間に固有の事柄に他ならないだろう。カント哲学はこれを明らかにすることにより、我々に今、目的

が喪失されていることを、改めて気づかせているように思われる。

[哲学 博士課程]

註

- (1) 『純粹理性批判』からの引用は、第二版をBとしてそのページづけを、『判断力批判』はU.と略記して、その第三版のページづけ(アカデミー版ならびに哲学文庫: PhB版の横づけページ)を、また『判断力批判への第一序論』はE.と略記して、PhB版のページづけを記した。
- (2) ここで見通しをよくしておくために、Zweckmäßigkeit der Naturの分類を表にして示しておく。



- (3) この問題は、『判断力批判』の全体を貫く「超感性的基体」の思想に絡むが、今はこれを論ずる力もなく紙面も限られている。ここでは、カントの解決のみ確認するにとどめる。
- (4) 根本的には道徳法則に基づくであろうこの客観的普遍性の手前には、美への満足の主観的普遍性がある。そこに見られる感情の移行は、自我が共同体に入りゆく過程として捉えることもできよう。

Dad Zwischen der Natur und der Freiheit in Kantsphilosophie

Toshitaka Mochizuki

Nach dem Unterschied der Erscheinung von der Dinge an sich trennt Kant das Gebiet der Natur von dem der Freiheit. Dadurch wird das Ich untergeschieden in *das erscheinende Ich* (das Ich als Erscheinung) und *das Ich an sich* (das Ich als Ding an sich), und sie scheinen zu fremd gegeneinander zu sein. Es scheint noch sehr schwer zu sein, den Zweck, der dem Ich durch das Gesetz der Freiheit aufgegeben wird, in der Natur zu verwirklichen.

Zuerst sehen wir, daß jene Trennung der beiden Gebiete sich auf die genaue Unterscheidung der Gesetzgebung des Verstandes für die Natur von der Gesetzgebung der Vernunft für den Willen gründet, und bestätigen die Einheit des Ich in der Spontaneität der beiden Vermögen. Noch mehr finden wir das Vermittelnde der zwei Gesetzgebungen in der reflektierenden Urteilskraft, die dieselbe Spontaneität, und dadurch für sich ihr eigenes Prinzip hat. Und die primitive Form dieses Prinzips ist die *logische Zweckmäßigkeit* der Natur, und diese ist mit dem Gefühl der Lust verbunden.¹

Die Entwicklung dieses Gefühls ist die *subjektive Zweckmäßigkeit* der Natur, und diese findet sich in dem Schönen und dem Erhabenen der Natur. Und das Wohlgefallen an diesen macht dem Ich den Übergang von dem Wohlgefallen am Angenehmen zu dem am Guten möglich. Durch diesen Übergang wird jene Fremdheit aufgelöst werden.

Noch die Entwicklung der logischen Seite der ersten ist die *objektive Zweckmäßigkeit* der Natur, und durch dieses regulative Prinzip der reflektierenden Urteilskraft wird die Natur als teleologisch beurteilt. Und hier zugleich werden wir die Möglichkeit der Verwirklichung jenes dem Ich auferlegten Zwecks in der Natur finden.